

流山市介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の制定に伴う  
関係条例の一部改正（概要）

1 改正する条例

- (1) 流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- (3) 流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

2 主な改正点

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護関連

ア 1つの事業所が訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供する一体型の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、契約に基づき訪問看護サービスの一部を他の訪問看護事業所に行わせることを可能とする。（参酌）

イ 午後6時から午前8時までの間に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所以外の事業所の職員をオペレーターに充てることのできる場合の当該事業所の範囲について、現行の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と併設する施設・事業所に加え、同一敷地内又は隣接する施設・事業所を認めるものとする。（従うべき）

(2) 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。）関連

ア 登録定員を現行の25人以下から29人以下とする。また、併せて、通いサービスに係る利用定員を現行の登録定員の二分の一から15人までに加え、登録定員が26人以上29人以下の事業所においては、その登録定員に応じて16人から18人までとする。（従うべき）

イ 小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設・

事業所の種別に指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等を加えるとともに、当該看護職員が兼務可能な施設・事業所の範囲を併設する施設に加え、同一敷地内又は隣接する施設・事業所を認めるものとする。（従うべき）

ウ 小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。以下「新総合事業」という。）を行う場合は、利用者の処遇に支障がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が新総合事業の職務と兼務することを可能とする。（従うべき）

### （3）複合型サービス関連

ア 複合型サービスの名称を看護小規模多機能型居宅介護に改称する。

イ 登録定員を現行の25人以下から29人以下とする。また、併せて、通いサービスに係る利用定員を現行の登録定員の二分の一から15人までに加え、登録定員が26人以上29人以下の事業所においては、その登録定員に応じて16人から18人までとする。（参酌）

### （4）認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む。）関連

ア 事業所が有する共同生活住居（ユニット）の数を現行の1又は2を標準とし、新たな用地確保が困難である等の事情がある場合には、例外として3とすることができるものとする。（標準）

### （5）認知症対応型通所介護（介護予防を含む。）関連

ア 認知症対応型共同生活介護事業所等の居間等において、これらの事業所等の利用者等とともに行われる共用型認知症対応型通所介護の利用定員について、現行は、施設ごとに1日当たり3人以下としていたものを1共同生活住居（ユニット）ごとに1日当たり3人以下とする。（従うべき）

- イ 認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス（宿泊サービス）を実施している事業所については、市長に届け出るものとする。（参酌）
- ウ 事故発生時の対応について規定する。（従うべき）

（6）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護関連

- ア 本体施設と密接な連携を確保しつつ別の場所で運営される運営されるサテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる施設について、現行の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所に加え、指定地域密着型介護老人福祉施設を認めるものとする。（従うべき）

（7）地域密着型特定施設入居者生活介護関連

- ア 有料老人ホームである指定密着型特定施設において指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供する事業者が、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は利用者の同意を確認する要件を撤廃する。（参酌）

（8）介護予防支援関連

- ア 指定介護予防支援事業所と指定介護予防サービス事業者等の意識の共有を図る観点から、指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等から個別サービス計画の提出を求めるものとする。（参酌）
- イ 指定介護予防支援事業者は、地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。（参酌）

3 施行期日 平成27年4月1日